平成２４年（フ）第１７９２号
埼玉県上尾市緑丘２丁目４番13号　グレイス緑丘401
債務者　野口設備こと　野口　　但
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３０号
埼玉県川口市東川口３丁目９番２号
債務者　矢野　浩志
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０９号
京都市上京区中立売通油小路西入東橋詰町71番地　八木善21―403号
債務者　磯貝　靖司
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地12　降田ビル404、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目23番39号　サンライトマンション811号
債務者　藤原　　執
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
富山市町村１丁目240番地５　グランドール202号、前住所富山県南砺市利賀村細島86番地
債務者　長谷　甚照
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　一三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５５４０号
東京都新宿区若松町25番22―406号
債務者　上條　亮太
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２号
石川県白山市成町441番地７
債務者　小森　健二
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　彰一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５５号
岐阜市松原町11番地３
債務者　清水　紘一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０５号
三重県伊勢市小俣町元町29番地１
債務者　中村　元昭
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
滋賀県長浜市南高田町672番地
債務者　岡田満千子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
広島県三次市畠敷町1896番地　プレジール桂Ｃ―101、前住所大阪府吹田市江の木町13番１―401号
債務者　金澤　　亮（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１２０号
青森県十和田市元町西２丁目３番26号　第２萩よし荘６号
債務者　咲間　秋男
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２１号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字堰向19番地６、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町大字上市川字鳩岡平66番地136
債務者　鈴木　三則
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２２号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字堰向19番地６、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町大字上市川字鳩岡平66番地136
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２３号
青森県十和田市西一番町14番41号　八甲マンション２号
債務者　沢内亜希子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１６５号
福島市御山字中屋敷４番地の15
債務者　鎌田　富夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福島地方裁判所